

阪井カルフル・ド・ルポ デイサービス

令和6年4月1日～

1. 基本料金

サービス提供時間 要介護度	通常規模型			7時間以上8時間未満	算定回数
	1割負担	2割負担	3割負担		
要介護1	658	1,316	1,974	1日につき	
要介護2	777	1,554	2,331		
要介護3	900	1,800	2,700		
要介護4	1,023	2,046	3,069		
要介護5	1,148	2,296	3,444		
通所型サービス1	1,798	3,596	5,394	1月につき	
通所型サービス2	3,621	7,242	10,863		

※時間短縮の際は、ご相談ください。

2. 加算料金

加算		区分	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
全 員 対 象	サービス提供体制加算Ⅰ	要介護	22	44	66	1日につき
		要支援1/事業対象者	88	176	264	1月につき
		要支援2/事業対象者	176	352	528	
	(独自型サービス) 生活機能向上連携加算Ⅱ	機能訓練未実施者	200	400	600	1月につき
		機能訓練実施者	100	200	300	
	科学的介護推進体制加算		40	80	120	1月につき
	処遇改善加算Ⅰ		総単位数×5.9%			
	特定処遇改善加算Ⅰ		総単位数×1.2%			
	ベースアップ等支援加算		総単位数×1.1%			
	個 別 対 象	入浴介助加算Ⅰ	要介護	40	80	120
個別機能訓練(Ⅰ)イ		要介護	56	112	168	1回につき
個別機能訓練(Ⅰ)ロ		要介護	76	152	228	1回につき
個別機能訓練(Ⅱ)		要介護	20	40	60	1月につき
ADL維持加算(Ⅰ)		要介護	30	60	90	1月につき
ADL維持加算(Ⅱ)		要介護	60	120	180	1月につき
若年性認知症利用者 受入加算		要介護	60	120	180	1日につき
		総合事業	240	480	720	1月につき
同一建物事業所減算		要介護	-94	-188	-282	1日につき
		要支援1/事業対象	-376	-752	-1,504	1月につき
		要支援2/事業対象	-752	-1,504	-2,256	
送迎減算	全対象	-47	-94	-141	片道1回につき	
中山間地域等への サービス提供加算			所定単位数の5%			1月につき

阪井カルフル・ド・ルポ デイサービス

サービス提供体制加算

1. 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上
2. 介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上

生活機能向上連携加算Ⅱ

1. 訪問リハビリ、通所リハビリ事業所もしくは医療提供施設の理学療法士等が訪問し共同して個別機能訓練計画を作成
2. 利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練を適切に提供していること
3. 個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに評価し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること

処遇改善加算Ⅰ

1月の基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数×5.9%

特定処遇改善加算Ⅰ

1月の基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数×1.2%

介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する場合

科学的介護推進体制加算

ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状況等の基本的情報を厚生労働省に提出し、適切なサービス提供に活用する場合

入浴介助加算Ⅰ

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定

個別機能訓練(Ⅰ)イ

1. 機能訓練指導員を1名以上配置
2. 利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う
3. 機能訓練指導員が3か月に1回以上訪問し生活状況を確認し、必要に応じ個別機能訓練計画を見直す場合
4. 定員超過利用・人員欠如に該当していない

個別機能訓練(Ⅰ)ロ

1. イの1の規定により配置された機能訓練士に加え、専従の機能訓練指導員を時間帯を通して1名以上配置していること
2. イの2から4までに掲げる基準のいずれにも適合すること

個別機能訓練(Ⅱ)

1. 個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること

ADL維持加算(Ⅰ)

1. 評価対象者全員が初月と6か月目においてADL値を評価し厚生労働省に当該測定を提出していること
2. ADL値が算出した値の平均値が1以上であること

ADL維持加算(Ⅱ)

1. 評価対象者全員が初月と6か月目においてADL値を評価し厚生労働省に当該測定を提出していること
2. ADL値が算出した値の平均値が3以上であること

若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること

※認知症加算を算定している場合は算定しない

同一建物事業所減算

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合

送迎減算

利用者に対して、その居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合

中山間地域等へのサービス提供加算

海南市以外の地域からご利用の場合、基本料金に所定単位数の5%加算

阪井カルフル・ド・ルポ デイサービス

3. 介護保険外

食費(食材料費)	640円	昼食
	640円	夕食
おやつ	100円	ドリンクサーバー含む
延長料金	500円/1時間	利用者の希望により、サービス提供時間を超過してサービスを利用した場合
クラブ活動材料費		参加クラブにより異なる
テープタイプ型おむつ	60円/枚	
	1500円/袋	
はくタイプ型おむつ	50円/枚	
	1000円/袋	
尿とりパッド	20円/枚	
	750円/袋	
吸引用カテーテル	50円/本	
カテーテルチップ	100円/本	
ガーゼ又は処置用品		状況に応じての相当額
複写物の交付		コピー代: B5~A3サイズ 1枚10円
その他		上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

4. キャンセル料

※通所介護サービス基本利用料のキャンセル料は不要とします。

但し、食事代(食材料費)640円は下記の通りとなります。

利用前日	キャンセル料なし
利用当日(8:30まで)	キャンセル料なし
利用当日(8:30以降)	300円

ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

事業所番号【 3071401339 】

医療法人 同仁会

阪井カルフル・ド・ルポ 通所介護

〒642-0024 和歌山県海南市阪井1770番地1

TEL(073)488-2116

TEL代表(073)488-2111

FAX(073)488-2120